

監 査 報 告 書

令和2年5月22日

学校法人 妙 光 学 園

理事会・評議員会 御中

学校法人 妙 光 学 園

監 事 山本恵真 

監 事 宮崎三四郎 

私たちは、学校法人妙光学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に基づいて同学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)における業務及び財産の状況について、理事会その他重要会議に出席するほか、理事長から学校運営の報告を聴取し、重要書類を閲覧し、会計監査人から報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査いたしました。

監査の結果、私たちは、同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人妙光学園の令和2年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

(注) 監事 山本恵真及び監事 宮崎三四郎とも私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。